

「基礎から学ぶインフラ講座」のコーナーでは、これまで「河川」「道路」「港湾」「都市」の各事業ごとに管理区分、事業制度等をわかりやすく体系的に解説してきています。今回は各事業に共通する「入札契約」について関係法令や入札方式等を解説しています。専門知識を有する上司や先輩が少ない職場の会員や新規採用、人事異動によって初めて当該事業を担当する会員の皆様が基礎的知識を習得する際等にお役立てください。

## 基礎から学ぶインフラ講座

# 基礎から学ぶ入札契約（2）

なか その しょう  
中 園 翔\*

### 4. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式のことです（図-5）。

#### ○従来の価格競争

発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を最も低価格で施工できる者と契約

#### ★総合評価落札方式

供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できる者と契約

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む

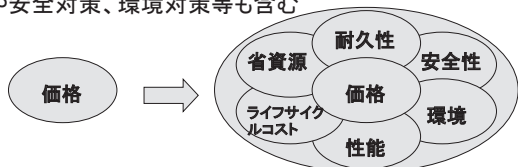


図-5 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、平成17年の品確法の施行に伴い、公共工事の品質確保のための主要な取組として位置づけられました。平成29年度の国土交通省直轄工事（随意契約を除く）における総合評価落札方式の適用率は件数ベースで99.1%であり、現在では最もスタンダードな入札方式となっています。

本方式においては、落札者を決定するために指標として評価値を用います。評価値の算出方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式

では、除算方式により評価値を求めることとしています<sup>2)</sup>。除算方式による評価値の概念図を図-6に示します。

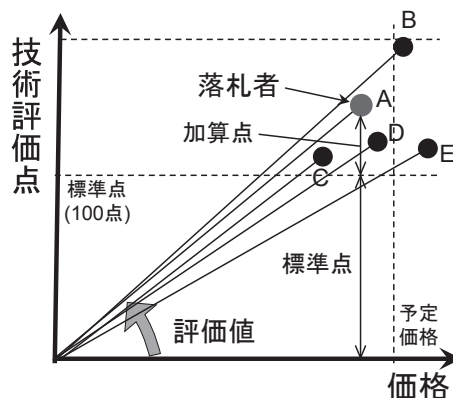


図-6 総合評価落札方式における評価値

除算方式では、技術評価点を入札価格で除して評価値を算出するため、図-6においては、原点と各社の入札状況をプロットした点とを結んだ直線の傾きが評価値として表されます。傾きとしてはB社が最大ではあるものの、B社の入札価格は予定価格を超えてしまっていることから、次に傾きの大きいA社が落札することになります。

次に、総合評価落札方式の類型について説明します。総合評価落札方式は、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「施工能力評価型」と「技術提案評価型」に大別されます。

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実

\*国土交通省 大臣官房 技術調査課 基準調整係長

03-5253-8111 (代)

な施工を行う能力を確認する場合に適用するものです。

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求め、ことにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものです<sup>5)</sup>。

## 5. 予定価格

予定価格とは、「契約担当官等が競争を行うに当たって事前に予定した、競争に係る見積価格」をいいます。支出の原因となる契約においては、予算の限度内において契約するための最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もあります。

予決令第80条第2項により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされています<sup>6)</sup>。

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行い、設計書金額を算出した上で、契約担当者等により予定価格の設定を行います<sup>7)</sup>。

予算の範囲内で支出が行われるように統制を図るために、あらかじめ定められた予定価格の範囲内で契約を締結することが必要不可欠であり、競争入札において契約の相手方を決定するに当たって、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者でなければならない（会計法第29条第6項）という上限拘束性が定められています<sup>6)</sup>。

## 6. 最低制限価格、低入札価格調査基準価格

最低制限価格制度とは、競争契約に当たって、最低制限価格、すなわち予定価格に対する一定の割合

（たとえば、予定価格の3分の2、10分の8等）の価格に達しない価格の入札は、たとえ予定価格の制限の範囲内の最低価格による入札であっても、これを無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者と決定する制度をいいます。この最低制限価格制度は、地方公共団体について認められている制度で（地方自治法施行令第167条の10第2項）、国の場合は、この制度は採用されていません。

また、低入札価格調査制度は、会計法等及び地方自治法等に基づくもので、予定価格とともにあらかじめ調査の対象とする基準価格（以下「調査価格」という。）を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査する制度です。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、当該入札者を落札者としません。この制度は、国、地方公共団体及び公団等の機関において採用されています<sup>8)</sup>（図-7）。

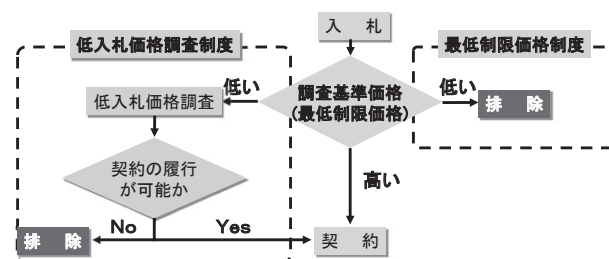


図-7 最低制限価格と低入札価格調査基準価格

## 7. 事後公表、事前公表

予定価格の公表については、現在では、令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において、原則として事後公表とすることを規定しています。

予定価格を入札前に公表した場合、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表としています。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、

談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底することとしています。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないように、適切に取り扱うものとしています。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じることとしています<sup>9)</sup>。

予定価格の事前公表については、前述のような弊害が生じる可能性がある一方で、予定価格の漏えいといった発注者サイドの不正行為の抑止などを理由に継続している自治体も存在しています。

## 8. 不調不落

入札不調とは、入札において、応札者がいないため、落札者が決定しないことをいいます。

入札不落とは、応札者はいるものの、最低の入札価格が予定価格を上回り、落札者が決定しないことをいいます。

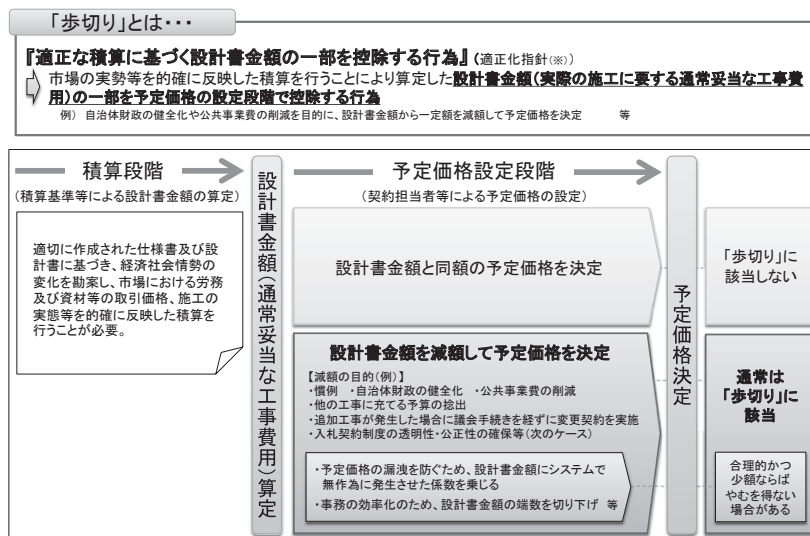
入札不調・不落対策としては、採算性の改善、発注ロットの拡大、発注見通しの公表、入札参加資格要件の緩和、工期における余裕期間制度の活用等が挙げられます。

## 9. プロポーザル方式

建設コンサルタント業務等の内容が技術的に高度であるなどの場合に、建設コンサルタント等の参加を公示により募り、提出を受けた参加表明書及び技術提案書を審査して技術的に最適な者を特定する方式を公募型プロポーザル方式といいます。そして、公募をより簡易な手続により実施する方式を簡易公募型プロポーザル方式といいます。

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定します。また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）にもプロポーザル方式を選定します。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定します。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者



(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)

図-8 歩切りについて

を特定します<sup>10)</sup>。特定後は、技術的に最適な者を特定した時点ですでに競争が終了しているとの考えから、行政機関においては随意契約により業務委託の契約を締結します。

## 10. 歩切り

歩切りとは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです（図－8）。

例えば、下記のような場合等が、歩切りに該当します。

- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定

歩切りが行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念されます<sup>11)</sup>。

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。このため、歩切りは予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

平成29年には、慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体が、歩切りの廃止を決定したところです。

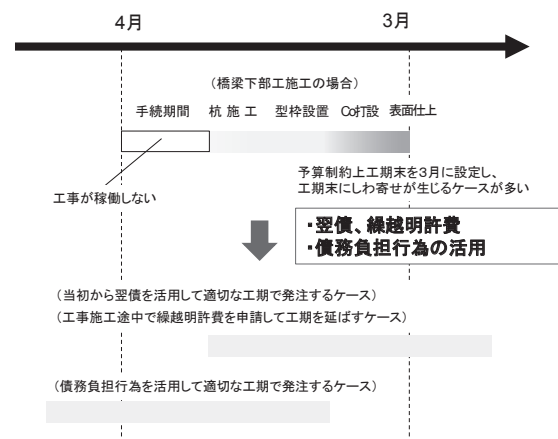
## 11. 債務負担行為

国庫債務負担行為とは、財政法第15条に基づき、国会の議決を経て、次年度以降（原則5年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為をいいます。工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て、後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来ます。国庫債務負担行為のうち、2か年度に亘るものを2か年国債といい、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のものをゼロ国債といいます。

国庫債務負担行為は、政府に債務負担権限を与えるのみであり、支出権限を与えるものではないため、実際に支出するに当たっては、その年度の歳出予算に改めて計上する必要があります<sup>12)</sup>。

債務負担行為とは、地方自治法第214条に基づき、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為をいいます。換言すれば、国庫債務負担行為の地方公共団体版といえます。

公共工事の発注時期の平準化による建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、ゼロ債務負担行為を活用した公共工事の発注を行うことがあります。実際には次年度に現場を動かす工事に対し、当年度に債務負担行為（当年度予算額ゼロ円）を設定し、入札契約等の手続きを当年度中に行うこ



図－9 債務負担行為の活用による施工時期の平準化

とにより、年度内又は次年度早期の着工が可能となります（図－9）。

＜参考文献資料＞

- 1) 西牧均：公共調達の変遷と今後の展望，国総研アニュアルレポート，pp.46-48，2006.
- 2) 国土交通省：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン，2016.
- 3) 公正取引委員会：公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針，2015.
- 4) 公正取引委員会：入札談合等関与行為防止法について，2007.
- 5) 国土交通省：公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン，2015.
- 6) 会計制度研究会：会計制度（契約）に関する論点について，2020.
- 7) 国土交通省土地・建設産業局長通知「公共工事の円滑な施工確保について」（平成31年2月8日付け国土入企第45号）
- 8) 林和喜：補助事業における最低制限価格，会計検査研究 No.24，pp.127-142，2001.
- 9) 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議：発注関係事務の運用に関する指針，2020.
- 10) 国土交通省：建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン，2019.
- 11) 国土交通省：「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について（リーフレット），2014.
- 12) 財務省主計局：繰越しガイドブック，2020.

「2020年度建設系公務員賠償責任保険制度」中途加入受付中！

訴えられたら どうしますか？！



- ・インフラの管理瑕疵で…
- ・入札契約で…

- ◎ 9月末日現在の加入者は **4,031名** と 昨年の同時期と比べ457名も増加しています。この保険は、毎月1日付の中途加入をいつでも受け付けています（保険料は月割り計算）。
- ◎ 全建ホームページ（<http://www.zenken.com/>）の「建設系公務員賠償責任保険制度」をぜひ、ご覧下さい！ 2020年度新規パンフレット をご覧いただけるほか、インターネットによるお申し込みができます！！ そのほか「よくあるQ&A」も備えています。



＝異動のあった皆様へお願い＝

人事異動等により、地方協会の変更があった場合は、異動先（派遣先）の地方協会において、引き続き全建会員としての入会（継続）手続きを忘れずをお願いします！  
また、地方協会や所属など、お申し込み時から変更がありましたら、下記取扱代理店へご連絡ください。

取 扱 代 理 店：建栄サービス(株) 担当：竹田 TEL 03-3291-6340 E-mail:kenei-s-hp@kenei-s.co.jp  
引 受 保 険 会 社：東京海上日動火災保険(株) 担当：公務第一部公務第一課 石原・住田 TEL 03-3515-4122  
団体保険契約担当：(一社)全日本建設技術協会 担当：会員課 木下 TEL 03-3585-4546 E-mail:kaiin@zenken.com